

第1回こだいら名木百選選定委員会 会議要録

1 日 時

平成24年11月26日（月）午後6時30分～8時40分まで

2 場 所

小平市役所3階 庁議室

3 出席者

委員長 椎名 豊勝

副委員長 山田 眞久

委員 佐藤 留美、麻生 真樹、棚井 俊雄

4 傍聴者

なし

5 議事等

(1) 名木の選定基準について

(2) その他

6 会議の概要

(1) 委員長の選出

「小平市こだいら名木百選選定委員会設置要綱」第4条1項に基づき、委員の互選により、椎名 豊勝氏が選出された。

(2) 副委員長の選出

「小平市こだいら名木百選選定委員会設置要綱」第4条1項に基づき、委員の互選により、山田 眞久氏が選出された。

(3) 議事録

①名木の選定基準について

委員長

事務局より説明をお願いします。

(事務局より、別添資料3「名木百選の選定基準について(案)」について説明を行った。)

委員長

この資料の中で市報に掲載するのはどの部分か。

事務局

1 優良な樹形の樹木、2 歴史や由緒のある樹木、3 希少性の高い樹木、4 地域のシンボルとなっている樹木、5 特に、選定委員会で名木として認める樹木の5つの選定基準について掲載する。

委員長

不特定多数の人が出入りするのが困難な場所にある樹木、今後開発が見込まれる地域や都市計画道路用地にある樹木、生態系等に被害をもたらす可能性がある樹木、周辺環境との調和がとれていない樹木など名木の対象外となる樹木の説明も掲載するのか。

事務局

対象外となる樹木についても、アスタリスク等で入れた方がわかりやすいのではと考えている。

委員長

対象外となる樹木の部分はあらかじめ委員会の一つの考え方として掲載しないのか、最初からこの条件を出してしまうのかという問題は非常に微妙な問題である。逆に言うと、この部分は委員会が決めていいのかということである。これは市民参加という役割を持っていて、周りにある素晴らしい木を推薦しようということで、市報を見た方の中には探し回ったりもするだろうが、それがこの名木百選運動の役目である。そういう時に、この対象外となる樹木の部分を出すのか、推薦を受けた木を委員会の中で条件を緩和して選定するという話しにしてしまうか。それをみなさんに議論してもらいたいという前提があること。合わせて名木がどんなものかなどのご自身の思いなども話してほしい。

委員

実際、この対象外となる樹木の条件に出てくる都市計画道路の場所など市民は理解をしていないのであるから、対象外となる樹木は掲載せずに1から5番の基準で市民からどんどん応募をしてもらった方が良いのでは。選定結果をお知らせする時に、「あなたの推薦した木は都市計画道路になっていて、将来なくなる場合があるため選ばれなかった。」というように選定委員会で話して決めたということでしょうか。

委員

同意見である。病気にかかっている木など市民には見極めが難しいと思うからとりあえず集めて、後ほど理由をつけて選定をはずしましたと報告するのはどうか。

委員長

都市計画道路用地の図面を見て推薦する方はいないであろう。また開発が見込まれ

ている地域というのも相続の問題がある。地主さんが樹木を守ろうとして名木百選に推薦するが、相続が発生し売らざるを得なくなるかもしれない。そうなった場合、高いが何か保管処置を考えるということもある。他にあるか。

委員

5番までの条件で募集することに同意見である。保存樹木についてとその位置づけについて説明してほしい。

事務局

保存樹木は高さ1.5m程度の所で幹回りが150cm以上の樹木を申請すれば保存樹木として指定される。剪定費用の半額を補助し、10年に1度利用出来る。保存樹木の枝などが落ちて人や車に被害が生じた場合は市の保険で対応できる。現在は1200本程度ある。

事務局

並木など景観はどうするか。他市では並木も選定されている。小平には「秀景25」として景観については選定されているものがあるから、事務局としては今回は単体で着目したいと考えているが委員会のご意見も伺いたい。

委員

コナラやクヌギはたくさんあるが一本を選定するものかというところだと思う。武蔵野の雑木林は景観ということもある。そのあたりは募集した時に質問がでそう。

委員長

普通の市民感覚だと並木も応募がありそうである。

委員

小平の場合は同じ雑木林でもクヌギ林が中心とコナラ林が中心と歴史上は経済林としての位置づけをしていたと聞いた。現在も残っている。それをご存じの方は歴史的価値があると雑木林を応募してくる可能性もある。

委員長

この資料の表現だと単木という概念とはとらえないであろう。先ほどの長期にわたって維持管理できるという内容は名木の対象要件の一つと考える。市民みんなが名木百選に気持ちを盛り上げてたくさん応募をしていくことが必要であるか。対象外とする樹木は1つ1つで条件が違っていると考える。問題は、対象外となる樹木を明記しないことで都市計画決定一つをとっても、選定からはずれる条件がはじめてわかっていないんじゃないかと市民から言われるのではないか。あとは名木百選が何かの道具に使われないようにすることが必要である。

事務局

財政状況から考えると市民の協力を得ながら維持管理できるものと考えている。

委員長

名木として指定されることも大事ではあるが、多くの市民が身近にあるこの木が素敵だという気持ちを持ってもらい、多くの樹木を推挙していただくのが目的である。

委員

そのことも募集要項に明記してはどうか。

事務局

募集については募集要項、選定については選定要項と分けるかである。事務局としてはあらかじめ門戸を狭めておいて、裁量で少しずつ広げたほうがよいのではと考えている。

委員長

長期的に維持管理できるという内容が入るであろう。そうすれば、開発が見込まれる地域などは選定からはずれることも含まれる。

委員

景観の問題はどうするか。

委員

「秀景２５」の内容を説明してほしい。

事務局

「小平秀景２５」といって市制２５周年に作成したのではと思う。テレホンカードとして作成した。あじさい公園や喜平町の桜、玉川上水などである。

委員

名木からすると性質が違うと思う。

委員長

大きさが書いてないが。

事務局

低木もあるが、すごく低い木にも名木があるので大きさは条件に入れなかった。

委員長

条件ではなくカテゴリーとしていれないのかということである。対象外となる樹木の部分は先ほどの長期的に維持管理できるものというような表現でよいが、人それぞれ違うから、カテゴリーは色んなものがあつたほうがよい。

事務局

参考までに習志野市のホームページには、古くからある木、大きな木、いわれのあ
る木、めずらしい木、地域のシンボルとなっている木、姿や形がきれいな木の６つで
まとめている。

委員

清瀬は並木や樹林も入っている。

委員

色んなカテゴリーがあった方がみなさん楽しめる。

委員長

おもしろい、ユニークな木とか。遊び心で見てもよい。

委員長

3番の希少性というのは学問的な表現だからめずらしいなどの表現にした方がよい。

委員

表現が難しいから、やわらかい表現にした方がよい。

委員

歴史的で考えると、雑木林も重要と考える方もいるであろう。

委員

玉川上水にある名木となると管理が東京都であるがどうか。

事務局

手続きは管理者に問い合わせて了承いただければ指定できると考えている。

委員

1番は素晴らしいという表現がどうか。

委員長

美しいと素晴らしいはどちらが広い表現になるかと考えると、素晴らしいという表現の方が広いのではないか。

事務局

1番は、素晴らしい樹木とする。2番は、歴史や由緒のある樹木とする。3番は、めずらしい樹木とおもしろい樹木に分ける。4番は、地域のシンボルとなっている木とする。

委員

樹林、並木は入ってくると思う。

委員長

景観的に優れた樹林、樹木であるか。

委員

樹林とすると1から4まで全部入ってくる。あまり広げずにあとから広げることに賛成である。

委員

出てきた中で検討をするということである。

委員長

足りなかった時はどうするか。個人的には募集条件を広げてもよい。木という表現と樹木という表現に区別があるか。

事務局

同じ意味である。4番は地域のシンボルとなっている樹木とし、別に、景観的にすぐれた樹木というのと分ける。巨木、古木はどうか。歴史とかさならないか。

委員長

かまわない。巨木や古木という表現でよい。

委員

歴史のある初代の木が3代続いている木もあるがその辺はどうか。

委員長

何代目とすればよい。

事務局

樹木とするか木とするか。

委員長

木と表現してはどうか。

事務局

募集要項を確認する。

1 素晴らしい樹形の木、2 歴史や由緒のある木とする。3 めずらしい木、4 おもしろい木、5 地域のシンボルとなっている木、6 景観的に優れた木、7 古木や巨木、8 特に、選定委員会で名木として認める木とする。

②その他

委員

次回は4月以降ということで名木の募集は6月までであるが。

事務局

次回中間報告をさせていただき、数が多ければ予定がずれてくるので早めに準備していきたい。仮に漏れてしまった樹木につきましては何かフォローアップしていきたいとも考えている。

委員長

それは色んな形で考えなくてはいけない。一つの啓発事業であるから何かの機会にお披露目をすると同時に何か考えないといけない。

委員

木を通して地域に気づくというようにしていかなくてはいけない。

委員

ホームページにはずっと掲載されるが、募集の市報掲載は1回だけであるか。

事務局

市報に関してはそうである。

委員

チラシなどは。

事務局

チラシ等は考えている。募集期間が長いのは、新緑の季節の写真などで応募できるようにしてある。極力募集中であることを PR していきたいと考えている。

委員長

若い人の意見も聞くような機会があるとよい。大学生などは全国から来ているから、何か思っている方がいるかもしれない。

委員

市報に掲載されると感心のある方の応募が 1 月あるのではないかと思いますので、2 月に中間報告をしてほしい。

事務局

集計表などを作ってお渡しする。

委員長

パブリシティーをお願いしたい。

委員

マップなどの作業は委託するのか。

事務局

そうである。その際、コメントなど色んなことは委員会でご相談したい。

委員長

編集委員会のような機能も持つということか。

事務局

そうである。